

## 転入申請に必要な書類

①～③の様式は各保健所で配布しているほか、埼玉県ホームページからもダウンロードできます。

※控えが必要な場合は御自身でコピーを取ってください。

【転入申請にあたって全員が提出する必要書類】									
①	指定難病の医療給付に係る支給認定申請書(10～11頁参照)								
②	<p><b>個人番号記載票</b> ※本人確認書類(番号確認+身元確認)を添付(6～7頁、12～13頁参照)</p> <p>個人番号記載票に<b>対象者の個人番号(マイナンバー)や氏名(フリガナ)、住所、生年月日、性別等を御記入の上、必ず申請者(患者又は保護者)分の本人確認書類(番号確認+身元確認)と併せて御提出</b>ください。</p>								
③	高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書								
4	転出元自治体が発行した指定難病医療受給者証のコピー								
5	世帯員全員の記載がある住民票※1 申請時の <b>世帯員全員</b> の記載があるものを御提出ください。								
6	<p><b>健康保険に関する書類</b> (生活保護受給者・境界層該当者で<b>健康保険未加入の場合は提出不要</b>)</p> <p>患者が加入している健康保険によって異なりますので、<b>4頁の【注意事項】を確認の上</b>、下記の書類を御提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の健康保険証のコピー</li> <li>・患者が加入する健康保険の種類に応じた下の表の書類</li> </ul> <p>※健康保険証等に<b>有効期間</b>が記載されている場合は、<b>申請日時点で有効なもの</b>に限ります。</p> <p>※健康保険組合等から<b>限度額適用認定証</b>等の交付を受けている場合は、併せて御提出ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>患者が加入している健康保険</th> <th>区分ごとの対象者と提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険(市町村交付) 後期高齢者医療広域連合</td> <td>上記以外必要な書類はなし。</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険組合 土建国保、建設国保、医師国保、 歯科医師国保、薬剤師国保、 税理士国保など</td> <td> <p>①患者及び②患者と同じ健康保険に加入している方全員の<b>市町村・県民税課税(非課税)証明書</b>※2</p> <p>次の<b>ア～ウ全てに該当する場合</b>に上記とは別に提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 患者の年齢が70歳以上</li> <li>イ 上記①②の全員が市町村民税非課税</li> <li>ウ 上記①②の中に<b>公的年金受給者</b>がいる</li> </ul> <p>・上記①②のうち<b>公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</b></p> </td> </tr> <tr> <td>上記以外の健康保険 全国健康保険協会、健康保険組合、 共済組合などの被用者保険</td> <td> <p>【<b>被保険者が市町村民税非課税の場合に提出する書類</b>】 <b>被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書</b></p> <p>次の<b>ア・イ全てに該当する場合</b>に上記とは別に提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 患者の年齢が70歳以上75歳未満</li> <li>イ 被保険者及び被扶養者全員が市町村民税非課税</li> </ul> <p>・<b>被扶養者全員</b>の<b>市町村・県民税課税(非課税)証明書</b></p> <p>・<b>被保険者、被扶養者のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</b></p> </td> </tr> </tbody> </table>	患者が加入している健康保険	区分ごとの対象者と提出書類	国民健康保険(市町村交付) 後期高齢者医療広域連合	上記以外必要な書類はなし。	国民健康保険組合 土建国保、建設国保、医師国保、 歯科医師国保、薬剤師国保、 税理士国保など	<p>①患者及び②患者と同じ健康保険に加入している方全員の<b>市町村・県民税課税(非課税)証明書</b>※2</p> <p>次の<b>ア～ウ全てに該当する場合</b>に上記とは別に提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 患者の年齢が70歳以上</li> <li>イ 上記①②の全員が市町村民税非課税</li> <li>ウ 上記①②の中に<b>公的年金受給者</b>がいる</li> </ul> <p>・上記①②のうち<b>公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</b></p>	上記以外の健康保険 全国健康保険協会、健康保険組合、 共済組合などの被用者保険	<p>【<b>被保険者が市町村民税非課税の場合に提出する書類</b>】 <b>被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書</b></p> <p>次の<b>ア・イ全てに該当する場合</b>に上記とは別に提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 患者の年齢が70歳以上75歳未満</li> <li>イ 被保険者及び被扶養者全員が市町村民税非課税</li> </ul> <p>・<b>被扶養者全員</b>の<b>市町村・県民税課税(非課税)証明書</b></p> <p>・<b>被保険者、被扶養者のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</b></p>
	患者が加入している健康保険	区分ごとの対象者と提出書類							
	国民健康保険(市町村交付) 後期高齢者医療広域連合	上記以外必要な書類はなし。							
	国民健康保険組合 土建国保、建設国保、医師国保、 歯科医師国保、薬剤師国保、 税理士国保など	<p>①患者及び②患者と同じ健康保険に加入している方全員の<b>市町村・県民税課税(非課税)証明書</b>※2</p> <p>次の<b>ア～ウ全てに該当する場合</b>に上記とは別に提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 患者の年齢が70歳以上</li> <li>イ 上記①②の全員が市町村民税非課税</li> <li>ウ 上記①②の中に<b>公的年金受給者</b>がいる</li> </ul> <p>・上記①②のうち<b>公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</b></p>							
上記以外の健康保険 全国健康保険協会、健康保険組合、 共済組合などの被用者保険	<p>【<b>被保険者が市町村民税非課税の場合に提出する書類</b>】 <b>被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書</b></p> <p>次の<b>ア・イ全てに該当する場合</b>に上記とは別に提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 患者の年齢が70歳以上75歳未満</li> <li>イ 被保険者及び被扶養者全員が市町村民税非課税</li> </ul> <p>・<b>被扶養者全員</b>の<b>市町村・県民税課税(非課税)証明書</b></p> <p>・<b>被保険者、被扶養者のうち公的年金受給者の公的年金等源泉徴収票</b></p>								

※1 個人番号カード(マイナンバーカード)や通知カードをお持ちでない場合は、**必ず個人番号(マイナンバー)入りのものを御用意ください。**

※2 **義務教育修了前の児童**で証明書記載の扶養人数に含まれている方は省略可です。

## 【該当する方のみ提出する必要書類】

新たに高額かつ長期に該当する者として申請する場合 ※詳細は9頁を御覧ください。	転出元自治体の自己負担上限月額管理票の該当ページのコピー等（少なくとも6か月分）
新たに人工呼吸器等装着者として申請する場合 ※必要な要件は9頁を御覧ください。	人工呼吸器等に係る欄の記載がある臨床調査個人票（難病指定医又は協力難病指定医が作成したもの）
①生活保護受給者の場合 ②境界層該当者の場合	申請者(患者又は保護者)の生活保護受給証明書
	福祉事務所長が発行した境界層該当証明書(指定難病の患者に係る特定医療費)
※①②に該当する方が健康保険に加入している場合は、前頁3及び6も必要です。	
患者が小児慢性特定疾病の受給者(申請中を含む。)、又は患者と同じ健康保険に加入している方が指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者(申請中を含む。)の場合 ※8頁「●その他」の(注)も参照	その方の「指定難病又は小児慢性特定疾病にかかる医療受給者証」のコピーなど

支給認定基準世帯員等の変更に伴い自己負担上限月額が変わる場合（8～9頁参照）

### 自己負担上限月額の算定に必要な書類

※転入前、転入後のいずれも患者（申請者）が単身世帯の場合は不要です。

※患者が加入している健康保険によって異なりますので、**次頁の【注意事項】を確認の上**、下の表の書類を御提出ください。

患者が加入している健康保険	区分ごとの対象者と提出書類
国民健康保険（市町村交付） 後期高齢者医療広域連合	①患者及び②患者と同じ健康保険に加入している方全員※1の ・健康保険証のコピー ・市町村・県民税課税(非課税)証明書※2
国民健康保険組合 土建国保、建設国保、医師国保、 歯科医師国保、薬剤師国保、税理士国保など	【上記①②が市町村民税非課税の場合に追加で提出する書類】 申請者(患者又は保護者)の ・市町村・県民税課税(非課税)証明書（①②と重複する場合は不要） ・遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー
上記以外の健康保険 全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などの被用者保険	被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書 【被保険者が市町村民税非課税の場合に提出する書類】 申請者(患者又は保護者)の ・市町村・県民税課税(非課税)証明書（被保険者と同一人の場合は不要）及び「市町村民税非課税者に係る収入状況申告書」 ・遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー

※1 患者が18歳未満で保護者が後期高齢者医療広域連合に加入している場合は、保護者の書類も提出。

※2 義務教育修了前の児童で証明書記載の扶養人数に含まれている方は省略可です。

※転出元自治体が発行した指定難病医療受給者証が、転入申請日において必要とする年度の前年度分の市町村民税・県民税課税(非課税)証明書に基づき認定されている場合には、**必要年度分の市町村・県民税課税(非課税)証明書**も御提出ください(必要年度等については次頁の注意事項を御確認ください。)

※婚姻等により、転出元自治体が発行した指定難病医療受給者証等と氏名等が異なる場合には、変更後の氏名等が確認できる書類を御提出ください。（運転免許証のコピーなど）

## 【注意事項】



### 証明書類について・・・

証明書類は支給認定申請を行う時期によって必要年度、必要年が異なります。

なお、指定難病医療給付制度はマイナンバー制度の対象となっていますが、現時点では一律に省略可能な書類をお示しできないため、当面の間、必要書類の省略は行いません。

証明書類の種類	申請する時期
市町村・県民税課税（非課税）証明書 ※	4月1日から6月30日まで … <u>前年度分</u> の証明書 7月1日から3月31日まで … <u>申請する年度分</u> の証明書
公的年金等源泉徴収票 遺族年金、障害年金等の振込通知書等のコピー	1月1日から 6月30日まで … <u>前々年分</u> のもの 7月1日から12月31日まで … <u>前年分</u> のもの

### ※市町村・県民税課税（非課税）証明書

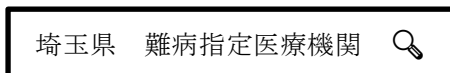
- ・ 収入・所得金額、各種控除額、市町村・県民税額（所得割、均等割）の全てが明記されている証明書を取得してください。
- ・ 市町村窓口では発行手数料がかかります（申請者の負担になります。）。
- ・ 市町村によって証明書の交付開始時期が異なります。証明書を取得される際には、事前にお住まいの市町村に御確認ください。
- ・ 市町村の証明書には複数の種類があります。必要な書類がどれかわかりづらい場合はこのページ及び前ページを市町村窓口に提示してください。

### 難病法に基づく指定医療機関について・・・

●難病法に基づく指定医療機関とは、都道府県知事又は指定都市の市長が医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等）の申請に基づき指定したものです。

指定医療機関は各都道府県又は指定都市のホームページに掲載されていますのでそちらを御確認いただくか、医療機関に直接お問合せください。

（埼玉県の指定医療機関）



●指定医療機関の受給者証への表示について、埼玉県（さいたま市を除く）に所在する指定医療機関の場合は「個別の名称」が表示されますが、それ以外の場合には「他県等指定医療機関の所在地に応じた一律の名称」が表示されます。

（例）神奈川県内に所在する指定医療機関の場合・・・

神奈川県又は県内指定都市の指定する医療機関